

総税 2 - 1

許認可等の内容	臨時運行の許可		
根拠法令及び条項	道路運送車両法第 34 条第 2 項		
担 当 課	市民税課	処分権者	市 長
標準処理期間	1 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
審 査 基 準			
<p>法第 35 条第 1 項に規定する許可基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次の審査方針による。</p> <p>1 運行の目的について</p> <p>許可を受けようとする当該自動車の臨時運行の目的が、次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 試運転（当該自動車に予想通りの性能、耐久性等が備わっているかどうかを試験するための運行をいう。）を行う場合</p> <p>(2) 新規登録の申請をするために必要な提示のための回送を行う場合</p> <p>(3) 新規検査の申請をするために必要な提示のための回送を行う場合</p> <p>(4) 継続検査の申請をするために必要な提示のための回送を行う場合</p> <p>(5) その他の検査（法第 63 条第 1 項の規定による臨時検査、法第 67 条第 3 項の規定による構造等変更検査及び法第 71 条第 1 項の規定による予備検査をいう。）の申請をするために必要な提示のための回送を行う場合</p> <p>(6) 「その他特に必要がある場合」とは、販売引渡しのための運行、検査又は登録を前提とした車両の整備又は修理をするための整備工場への回送、法第 11 条第 3 項の規定による自動車登録番号標の封印の滅失又はき損の場合に受ける封印取付けのための回送、自動車登録番号標の盗難又は紛失の場合に受ける自動車登録番号標の番号変更手続のための回送、道路運送法第 41 条第 1 項又は貨物自動車運送事業法第 34 条第 1 項の規定により領置された自動車登録番号標の返付を受けるための回送等、(2)から(5)までの検査又は登録を受けさせることが不合理であると一般に認められる場合をいう。</p> <p>2 運行の経路について</p> <p>運行の経路は、その目的を達成するために必要とする発着地点を結ぶ区間のほか、その主要経過地を表記したものであること。</p> <p>3 運行の期間について</p> <p>運行の期間は、運行の目的を達するために必要と認める期間を意味するものであり、原則として 5 日を超えて、許可はしない。長期間の回送を要する場合その他特にやむを得ない理由のため 5 日を超えて申請をするときは、その理由を詳細に記載すること。</p> <p>4 自動車損害賠償保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書の確認について</p> <p>保険証明書又は共済証明書が当該臨時運行の許可申請に係る自動車のものであり、かつ、その保険証明書又は共済証明書の保険期間又は共済期間が臨時運行の許可の有効期間が満了するまでの期間の全部と重複するものであること。</p> <p>5 許可を受けようとする自動車の確認について</p> <p>許可申請に係る自動車を確認するため、申請の際には、次の各号のいずれかの書面を確認するものとする。</p> <p>(1) 自動車検査証、自動車予備検査証</p> <p>(2) 登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書</p> <p>(3) 自動車通関証明書、排ガス検査終了証</p> <p>(4) 譲渡証明書、自動車製作証明書</p> <p>(5) 登録事項証明書等</p> <p>(6) 必要と認める場合は、車台番号の拓本</p> <p>6 その他市長が必要と認める書面の確認について</p> <p>1 の(6)に該当する場合で、自動車検査証の有効期間が満了していない自動車の許可申請等があったときには、必要に応じて盗難届出証明書又は遺失届出証明書、領置証等その事実を確認することのできる書面を確認するものとする。</p>			
<p>変更日 平成16年 4 月 1 日 変更日 平成20年11月 4 日</p>			